

請 願 文 書 表

(保健福祉局)

件 名	第一種低層住居専用地域における民泊規制の強化		
要 旨	<p>この度、私たち京都市左京区北白川小倉町の住民は、我が地域に計画されている民泊施設（北白川小倉町 50-254）の開業について深刻な懸念を抱いている。</p> <p>この地域は、第一種低層住居専用地域に指定されているが、今後民泊営業が行われると、地域住民が長年にわたり大切に守ってきた静ひつな住宅地としての性格が大きく損なわれ、地域の独自性と住民の生活の質が脅かされることになる。</p> <p>国が制定した住宅宿泊事業法においては、同法が民泊振興を目的としていることから、自治体が不許可処分を行える余地のある許可制ではなく届出制とされており、また、民泊規制の権限が自治体に十分に与えられておらず、非常に問題のある法律となっている。また、事業者が今回示している住宅宿泊事業届出の動機では、日本の不動産市場の魅力をしっかりと御理解いただき、最適な物件を見付けるお手伝いをするのも一つの狙いであると説明されており、観光目的だけでなく、不動産投機を目的としているようにも見受けられる。</p> <p>このような例も考えると、法令が定める要件を形式的に満たした届出を行えば、民泊が実施可能となることは非常に不合理である。また、第一種低層住居専用地域であっても、家主不在型の営業が1月15日から3月16日までに限定されているにもかかわらず、本件では民泊事業開始のために従業員を住まわせて、あくまで家主居住型であるとして、他の地域と同様に180日間の営業が可能であるという現行の京都市の条例による民泊規制は極めて不十分であると言わざるを得ない。</p> <p>これは、決して、私たちが住む地域に限定される事例ではなく、今後、第一種低層住居専用地域であれば同様の事例がどこにおいても起こり得るものと危惧している。</p> <p>については、京都市が定めている第一種低層住居専用地域の特性を踏まえ、京都市が地域住民により配慮した民泊規制が行えるようにすべく以下のことを願う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 第一種低層住居専用地域等のいわゆる住宅地において、地域特性を踏まえた規制が可能となるよう、住宅宿泊事業法を改正し、許可制とすることと、自治体の民泊規制の強化に関する権限を拡大することを国に要望すること。</li> <li>2 第一種低層住居専用地域にふさわしい住民の生活環境を確保するため、届出要件や家主居住型の運用の更なる厳格化など、条例改正を含む京都市独自のルールを設けること。</li> </ol>		
受理年月日	令和6年9月24日	付託委員会	環境福祉委員会

受理番号	請 願 者	紹 介 議 員
352		おんづか功、片桐 直哉
353		西野さち子、河合ようこ 井崎 敦子、加藤 あい